

ADM Policy

フィリピン航空 日本支社 ADM ポリシー

2017年2月22日

旅行会社各位

フィリピン航空会社（以下、弊社）は IATA Resolution 850m に基づき、日本国内における ADM ポリシーをここに掲示いたします。

1. ADM の発行

ADM は最終旅行日、運送書類が無効となる日、もしくは払い戻しが決済された BSP 送金日から9ヶ月以内に BSP を通じ発行されます。

当該期間を超えるものに関しては旅行会社と弊社の間で直接行われるものとしますが、双方の合意のもとに BSP で精算することも可能とします。

2. ADM 異議申し立て

旅行会社には ADM 発行日の翌日より15日間の異議申立期間（Dispute Period）が認められています。異議のある場合には期間内に BSPLink を通じ、又は弊社営業担当者を通じて異議申し立てが必要です。弊社は異議申し立て日から60日以内に対応することに努め、迅速に承認・不承認の処理をおこないます。

3. ADM 発行基準

ADM は下記に定める状況において、弊社から直接又は弊社指定の外部委託・BSP 発券監査会社(Accelya 社)から発行されます。

- (1) 航空運賃・税金の不足、又は未収
- (2) 運賃規則の誤適用
- (3) 予約クラス（RBD）誤使用
- (4) コミッション率の誤適用
- (5) 受託手荷物許容制限や有効期間の誤記、又は無記入
- (6) Tour Code/CAR の誤記、無記入、又は Tour Code Box 以外の場所への記入
- (7) 手数料（変更、払戻、No-show など）の不足、または未収
- (8) 交換発行時において変更手数料の Tax Code (OD) の誤使用、EMD 発行等による徴収、又は 運賃差額としての誤追徴（「交換発行のご案内」参照）

- (9) 払戻超過
- (10) 名前変更・訂正を伴う交換発行
- (11) Original 発券店舗とは別の店舗での交換発行
- (12) 弊社事由に起因する交換発行又は払戻時の、指示以外の発券又は Authorization Code の不備
- (13) 発券報告不備による BSP report (Billing)からの欠落
- (14) BSP 発券監査会社にて発券内容にエラーが確認され、ADM の対象となる分において徴収免除の対応を取る場合の、取扱い手数料（*下記 4.(8)を参照）
- (15) 必要条件の誤記、無記入、又は指定箇所以外への表記
- (16) その他、発券・交換発行・払戻時に係る上記以外のエラー
- (17) その他、事前に旅行会社と弊社の間で合意されたもの

4. ADM 金額算出方法

- (1) 正しい金額との差額
- (2) 正しいコミッション率の適用
- (3) 予約クラス誤使用・運賃規則誤適用時はそのクラスに付随する運賃、又はより高額な運賃との差額
- (4) Tour Code/CAR の不備の場合は Gross 運賃との差額
- (5) 明確に算出できない内容の場合には Violation Fee (違反金) として USD25 相当を徴収
- (6) 交換発行時の変更手数料(OD)の誤使用又は EMD などによる徴収や運賃差額として追徴の場合には、該当の変更手数料もしくは Violation Fee(違反金) USD25 相当のどちらかを徴収
- (7) 名前変更・訂正を伴う交換発行の場合は、Violation Fee (違反金) USD25 相当と同時に、交換発行された航空券を新規発券とみなし新運賃相当額を徴収
- (8) 前述 3. (14)の場合には BSP 発券監査会社にて算出された ADM 金額の 17%相当を徴収
- (9) その他、事前に旅行会社と弊社の間で合意された金額

平成 29 年 2 月 22 日

旅行会社各位

交換発行のご案内

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

旅行会社様で処理される航空券の交換発行（Exchange）につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

1. 交換発行は、その航空券を発券した旅行会社様（同一 IATA Location ・ 同一店舗）のみおこなってください。
2. 出発前 24 時間以内になりますと、変更手数料・払戻手数料のほか、別途キャンセル料（NON-User Fee）が生じる運賃がございますので、交換発行の際はご注意ください。
3. 交換発行の際の変更手数料などについては、**TAX コード "OD"**を使用し追徴してください。EMD などの発行は不要です。運賃の差額として追徴を行わないようにご注意ください。
4. Involuntary case の交換発行を旅行会社様でおこなっていただく際には、弊社日本支社発行の Authorization Code を Endorsement Box に入力してください。
5. 航空券は旅程に沿って順番に使用してください。未使用区間が券面上に残っていると、航空券自体が無効となる場合がございますので、一部区間を使用しない場合には、新しい旅程に沿って交換発行をおこなってください。
6. 経路変更に伴い、運賃が下がる場合については、Endorsement Box に「NON REF FARE DIFF」という文言を入力して交換発行をおこなってください。（一部公示運賃で、差額の返金無し、を条件に予約変更可能な場合があります）
7. **上記のとおり交換発行されなかった航空券に対して、Violation Fee として USD25 相当の ADM が発行されますので十分ご注意ください。**

フィリピン航空
日本支社